

宇治市地域社会貢献者表彰制度 実施要項

平成13年2月8日
平成16年10月12日
平成17年10月14日
平成19年10月5日
令和4年10月4日
令和6年10月10日
令和7年10月1日

地域社会貢献者表彰制度は、自発的な善行や優れた地域活動により、地域社会に特に顕著な貢献をされた市民（団体）を宇治市が表彰し、社会貢献活動を広く普及することで、住民自治の精神に基づく地域社会づくりを一層推進することを目的としています。

ついては、実施にあたり、必要な事項を次のとおり定めます。

1. 表彰の対象者

（１）市内に在住する個人

（２）市内に在勤又は在学する個人

（３）市内に事務所を有する団体又はこれに所属する個人

- ・ 地域社会貢献者表彰制度は、組織目的の評価（顕彰）が目的ではなく、団体が実際に現在行っている独自の活動が、永年にわたり、かつ地域社会への貢献が特に顕著であると認められることが要件となります。趣味・スポーツのサークルなどの特定の団体に留まる活動は対象となりません。
- ・ 所属する個人とは、団体構成員の立場（役職等）を評価（顕彰）することが目的ではなく、会長職などをはじめとする実質的に組織を統括する立場の役職である人で活動内容や活動期間を考慮して地域社会への貢献が特に顕著であると認められることが要件となります。

（４）上記に掲げるもののほか、市長が特に適当と認めるもの

- ・ 救助活動・復旧活動や市内地域への社会貢献が特に顕著である活動を実施している市外の団体・個人であって市長が特に適当と認めたものを想定しています。

2. 表彰の基準と表彰対象活動

市民の自発的に行われた次の（１）から（９）までの宇治市内での活動のうち、特に地域社会に対する貢献が顕著な活動で、（１）の救助活動・復旧活動を除き、推薦時点でその活動が継続していることを原則とし、推薦日までの直近１年以内に活動があるものを表彰の対象とします。（２）から（９）までの「永年」とは、２５歳以上の人は同一の地域活動を通じて通算で１０年以上、２５歳未満の人は引き続き５年以上を原則とします。なお、７０歳以上の人については異なる地域活動を通算で１０年以上されている場合も対象とします。

- (1) 事故・災害に際し、救助活動・復旧活動に尽力したもの
 - ・救助活動とは人命に関わる活動を、復旧活動とは自然災害に限らず事故からの復旧に関わる活動を想定しています。
 - ・原則、同種の功績により、その他の宇治市の表彰制度の対象のものは対象外ですが、当該活動については宇治市消防功労者として表彰されていても対象とします。
- (2) 永年、地域コミュニティの向上や地域の発展・まちづくりに尽力しているもの
 - ・例年、実施されている町内会・自治会活動は対象としていませんが、地縁のみで構成され、好むと好まざるとに関わらず、行政と直接連携した活動が多く、そのパイプとしての役割を担っていることから、会長職は対象とします。
- (3) 永年、交通安全・水難防止・防犯等、地域の安全安心に尽力しているもの
- (4) 永年、清掃活動等、生活環境の向上に尽力しているもの
 - ・清掃活動は公に自由に利用される場所での活動を対象とします。(過去には公共用地でなくとも神社境内を公共性があり地域生活に密着していると判断して対象としています。)
- (5) 永年、青少年の育成・指導等に尽力しているもの
- (6) 永年、社会福祉の推進に尽力しているもの
- (7) 永年、自然環境の保護に尽力しているもの
- (8) 永年、市民文化の振興や文化財の保護に尽力しているもの
- (9) 永年、国際交流、都市間交流に尽力しているもの
- (10) 上記の活動において、その功績が特に優れていると市長が認めたもの
 - ・過去には自己所有している土地を町内会・自治会に寄付されたことで、まちづくりの活動拠点となる民間集会所の建設に貢献された事案を対象としています。

3. 表彰対象から除外するもの

- (1) 活動が公共団体又は公共的団体の職として実施したもの
- (2) 公共団体又は公共的団体から報酬等を受け委嘱された職を通じて実施したもの
 - ・「公共団体・公共的団体」とは、国、地方自治体、公共企業体、公団、公庫、公共組合などの公法人のほか、財団法人、社団法人、社会福祉法人、医療法人などの公益的な活動をする各種法人をいいます。
- (3) 活動が被表彰候補者自身又はその親族、同居人等のために行われたもの
 - ・一部の集団又は団体のために行われたものも除外対象です。
- (4) 営利活動と認められるもの
 - ・原則、利益を得るような営利活動は対象としません。ただし、補助金等を受けている活動や謝礼を受けての活動、有償ボランティアの活動は、明確な基準を設けることが難しいため、この場合、選考委員会に諮ることとします。(過去には、収益を計上している団体があったが、自助努力による収入を募金活動や植樹活動に必要な経費として支出されており対象としています。)
- (5) 宗教活動と認められるもの
- (6) 政治活動と認められるもの
- (7) 既に地域社会貢献者の表彰を受けたものと同じ活動内容と認められるもの
 - ・団体又は個人として表彰を受けた後、その団体の構成員である個人又はその個人が所属する団体の推薦があった場合は、活動内容等功績を考慮して選考します。
- (8) 同種の功績により以下をはじめとする宇治市の他の表彰制度による選考がふさわしい活動

- ・紫式部文学賞・紫式部市民文化賞
- ・宇治市スポーツ賞
- ・宇治市ジュニア文化賞
- ・宇治市篤志者表彰
- ・感謝状贈呈の対象となる寄付
- ・自治功労者表彰

(9) その他、市長が不相当と認めるもの

4. 被表彰候補者の推薦

自薦及び宇治市の関係部署を含む、誰でも被表彰候補者を宇治市地域社会貢献者被表彰候補者推薦書により推薦することができます。ただし、推薦事由を説明又は証明できる資料の提出が必要となります。活動の性質上、記録資料がない場合は、複数の証言を基に選考する場合があります。推薦内容は、内容に応じた部署で精査をします。想定される関係部署は次のとおりです。

内容	想定される関係部署
(1) 救助活動・復旧活動に関するもの	危機管理室・消防総務課
(2) 地域コミュニティに関するもの	市民協働推進課
(3) 交通安全・水難防止・防犯等に関するもの	総務課・交通政策課・消防総務課
(4) 清掃活動・生活環境に関するもの	環境企画課・まち美化推進課・公園緑地課
(5) 青少年の育成・指導に関するもの	教育支援課
(6) 社会福祉に関するもの	地域福祉課・こども福祉課 長寿生きがい課・健康づくり推進課
(7) 自然環境に関するもの	環境企画課・公園緑地課
(8) 文化振興に関するもの	文化スポーツ課・歴史まちづくり推進課 生涯学習課
(9) 国際・都市間交流に関するもの	秘書広報課
(10) (2) から (9) までの活動において、その功績が特に優れていると市長が認めたもの	推薦の内容により関係部署を判断する

この他に適切な関係部署がある場合は、その部署を関係部署とします。